愛仁会グループ

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

前文

愛仁会グループ（以下「当法人」という）は、医療機関として患者・地域社会への貢献を使命とするとともに、求職者・インターン生・実習生等（以下「求職者等」という）に対して安全・安心な求職活動の場を提供することを重要と考えています。

当法人は法令に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という）の防止措置を法的義務として講じます。本方針を定め、全ての職員に周知・徹底するとともに、求職者等にも本方針を開示することで、安心して採用選考・実習等に臨める環境を整備します。

第１条　目的

本方針は、当法人の職員による求職者等セクハラを防止し、求職者等が安心して求職活動等に専念できる環境を確保することを目的とします。

第２条　定義

１　求職者等セクシュアルハラスメント（求職者等セクハラ）

法人職員の性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

２　求職者等

- 当法人の求人に応募する求職者
- 当法人が実施する採用に資する活動に参加する者（就職説明会の参加者等）
- 看護実習その他の実習を受ける者

３　求職活動等

求職者が行う求職活動や、求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいいます。求職活動には、SNS 等インターネットを介するものも含みます。

（具体例）採用面接への参加、就職説明会への参加、法人職員への訪問
職場見学・インターンシップ等への参加、看護実習等の実習への参加

４　性的な言動

性的な内容の発言および性的な行動を指します。具体的には以下のような例があげられます。

性的な内容の発言	性的な行動
性的な事柄・事実関係を尋ねること	性的な関係を強要すること
性的な内容の情報を意図的に広めること	必要なく身体に触ること
性的な冗談やからかいを言うこと	わいせつな画像等を配布・送信すること
その他性的な内容の発言	その他性的な行動

５　性的指向・ジェンダーアイデンティティとの関係

求職者等セクハラは男性・女性・その他の性別を問わず、誰もが行為者にも、被害者にもなり得ます。異性間だけでなく、同性間においてもセクハラに該当します。
当事者の性的指向またはジェンダーアイデンティティに関わらず、性的な言動であればセクハラに該当する場合があります。

第３条　基本方針

当法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを、いかなる場合にも許容しません。

職員が求職者等にセクシュアルハラスメントを行った場合は、規則に基づき厳正に対処します。

当法人は、求職者等が安心して採用選考・実習等に臨める環境づくりに継続的に取り組みます。

第４条　当法人の職員の責務

- 求職者等セクハラ問題に対する理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うこと
- 当法人の講じる雇用管理上の措置に協力すること
- 採用面接・就職説明会・インターンシップ等において品位ある行動をとること

第５条　採用活動等に関するルールの明確化

当法人は、求職者等との接触において以下のルールを定め、職員および求職者等に周知します。

1	面談・面接の実施体制 面談・面接は原則として複数の職員で実施します。やむを得ず 1 対 1 となる場合は、プライバシーに配慮しつつ必要な対策を講じます。
2	面談場所の指定 面接・実習指導等は、予め定められた会議室・実習室等にて行います。やむを得ない場合の対応を除いて、予定されていない個室や、法人・施設と関わりのない居室等へは誘導しません。
3	連絡手段の限定 求職者等との連絡手段は、当法人の公式メール・電話および当法人が指定する SNS ツールのみとします。私的な連絡先の交換は禁止します。
4	時間外の接触禁止 就業時間外における求職者等への個別の連絡・呼び出し・食事の誘い等は禁止します。ただし、採用活動上で重要かつ緊急の用件については、時間外であっても連絡する場合があります、
5	オンライン選考等 オンラインで実施する説明会・選考等においても、本方針に準拠して対応します。録画・録音機能の活用等については、適切な実施体制を整備します。

第６条　相談窓口の設置

求職者等セクハラに関する相談窓口を以下のとおり設置します。求職者等は、採用選考・実習期間中に経験した事案について、いつでも相談することができます。

担当部署	コンプライアンス室準備室 ※2027 年 4 月よりコンプライアンス室を設置予定です
連絡先	TEL：06-6375-0660（平日 9 時～17 時）
外部相談窓口	大阪労働局　雇用環境・均等部　指導課 TEL：06-6941-8940 開庁時間　月～金（土日祝除く）　8 時 30 分～17 時 15 分

※ 求職者等からの相談・申出に対し、相談窓口担当者は迅速・丁寧に対応します。

第７条　相談者等のプライバシー保護

- 相談・調査対応において把握した個人情報等は、厳重に管理し、目的外に使用しません。
- 対応にあたっては、必要な情報を、必要な範囲に限って使用します（例：相談者・行為者・その他関係者の氏名・所属等）。
- 相談・調査に関与した者が守秘義務に違反した場合は、規則に基づき厳正に対処します。
- 本プライバシー保護の取組について、職員および求職者等に対して周知します。

第８条　不利益取扱いの禁止

当法人は求職者等および職員に対し、以下の行為を理由として、不採用・採用取り消し・解雇その他いかなる不利益な取扱いも行いません。

- 求職者等セクハラに関する相談を申し出たこと
- 事実関係の確認に協力したこと
- 当法人または外部機関への申告・通報を行ったこと

第９条　事案発生時の対応手順

1	迅速な事実確認 相談を受け付けた場合、相談窓口担当者は速やかに事実関係の確認を開始します。当事者・関係者への個別のヒアリングを公平に実施します。
2	ハラスメント対策委員会との連携 ハラスメント行為等の検討にあたり、相談窓口担当者は、愛仁会グループハラスメント対策委員会および施設グループハラスメント対策委員会と連携して対応します。
3	被害者への配慮措置 事実確認の結果、ハラスメントが認められた場合、被害を受けた求職者等が安心して採用選考・実習を継続できるよう、担当者変更等の必要な措置を講じます。

4	行為者への措置 ハラスメントを行った職員に対して、規則に基づき厳正な措置を行います。
5	再発防止措置 事案の内容を踏まえて、研修の実施、採用・実習体制の見直し等の再発防止措置を講じます。

第１０条　教育・研修

- 当法人は職員を対象に、求職者等セクハラ防止に関する意識啓発を定期的に実施します。
- 採用担当者・面接官・実習指導担当者については、着任時および定期的に研修を実施します。
- 本方針を、ホームページ掲載その他の手段により、全求職者等に対して周知します。

附則

本方針は、法令改正その他必要に応じて改定します。
本方針の解釈・運用に疑義が生じた場合は、愛仁会本部総務部門・人事部門その他の関係部署にて協議・判断します。

2026 年　10 月　1 日

社会医療法人愛仁会

理事長　　髙岡　秀幸

＜制定・改訂歴＞

2026 年 10 月 1 日　　制定